

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
2	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はずみない。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たず自治体と事業者側で調整を行うこととなる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 つまりは、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	支給認定証が任意交付となれば、保管義務または認定区分変更の際に返還義務のある保護者、取りまとめを行う幼稚園等、発行する自治体の事務が大いに簡素化できるため、三者の負担軽減や経費の削減に繋がるものと考えられる。	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	倉敷市	石狩市、秋田県、鶴岡市、茂原市、青梅市、三宅市、各務原市、埴穂市、浜松市、高島市、尾張旭市、八尾市、定府市、甲込町、山形県、山形市、宇都宮市、八尾市、東温市、北九州市、八女市、大分市	<p>○提案者と同様の事例が発生していると同様に、同一保育所等へ入所しているも3号から2号への変更は毎月発生し、誕生日に毎月50～60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているため、支給認定証の必要性は極めて低い。</p> <p>○支障事例あり、倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを複雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行う仕組みを前提にすれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。</p> <p>○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するケースはほぼ皆無と考えられ、事務量軽減のための何らかの対策が必要と考え。</p> <p>○支給認定証の意味を保護者が十分理解できていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に別して2号への変更の認定証を送付すると、そのことに対する問い合わせが頻りにあり説明を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込書式になっているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を送付すると、入所できないもの動員をせざるを得ないケースがあり、支障をきたした。</p> <p>○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。つまりは、事務軽減を図るうえで、毎月変更が必要とする場合に交付する制度が望ましい。</p> <p>○保護者の就業時間等が増えることは結果であり、その都度支給認定の変更や保護者の変更手続きが必要となる。また、保育時間調整の場面にあっては、勤務時間等によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就業状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかるとなると、子ども・子育て支援新制度の発行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考え。</p> <p>○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度提示する必要がないので、保護者と事業者(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を送付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は住所変更交付しなければならないので非定期事務処理が煩雑になるため、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改悪したほうがよい。</p> <p>○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転園により(市外転園の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整をしながらいるため、園には市から入園者情報が必要であるため、実態的に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期前に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定している方が効果的な保育標準時間・短時間等を先に決定し内容、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○認定利用の相談や申請受け付け時には、まず制度や認定利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはありませんが紛失しないでください。ただ紛失しても実害は無いので」と説明することになり、結果的に保護者とともに「意味がないことを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や非営の証書等が発行されており、証の発行・変更の管理や把握が双方の負担となっている。さらに、認定証の在庫管理や廃棄まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。つまりは、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのみで、それ以外必要としない。返却依頼時に紛失している場合は、変更前の支給認定証を、再交付申請により再発行し、交付せず返却されたという。また、在庫管理においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者もいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。</p> <p>○提案者と同様の支障あり、産前・産後から育児休暇への変更の場合等、避けて処理する場面が多い。</p> <p>○事務が煩雑・保護者が書類の内容についてとまどいがある。</p> <p>○保育時間の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。</p> <p>○支給認定証を保護者が実際に使用する機会が非常に少ない。3号から2号へ変わった時、要件が変わったに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。</p> <p>○保護者において、支給認定証を使用し手続きを行うことは、ほぼないに等しい。しかし、保育必要事由、保育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改正する必要がある。</p> <p>○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の発生方が理解しているわけではないので、複数にわたって保護者へ提出を案内しなければならないなど現場も負担が増している。</p> <p>○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還させることに必要性がないと感じている。</p> <p>○本市においては、提案者同様、支給認定証の使用頻度の少なから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少ないといった実態がある(各市町村より)。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事案であることから、提案者同様任意交付制度に同意する。</p> <p>○提案者と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定子ども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が強く、2・3号認定用について支給認定に関する変更があった場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を調整する場面がほとんどである。届出の際は支給認定証の返却を求められ、使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中0件であった。子育て世帯の母親はパート等非常勤労働者も多く、求職一就労一出生により退職一求職一職業訓練一求職一就労一と頻りに状況が変わる保護者もあり、変更後の支給認定証が交付される前に就業状況が変わっている場合もある。離職中で保育認定の支給認定とも約1,400人に達し、平成27年度の支給認定変更等に係る申請件数は約750件(上)であり、保護者、事業者、自治体の3者にとって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業者の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
12	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」といふ。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲で利用する。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。子育て世帯は家庭状況等の変動が多。高知市では支給認定子ども約11,000人に保育を必要とする範囲で利用しており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担に規定する支給認定を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者においては書類作成、提出及び支給認定の返還等、施設においては保育料の管理や、保育料変動への対応及び施設経由の書類のやり取り等が増し、保護者、保育士ともに子どもに向き合う時間が増加し、児童の処遇が向上する。	子ども・子育て支援法第19条～第20条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知市	<p>○変更手続きなど事務とも併せて、職員の事務処理や申請の手続きに要する時間が増大している。また、保育料に定まらなく特例となった場合、支給認定を利用開始の通知と関連する申請も多く、不満を増幅させる事例も発生。申請書が一旦記入開始であるにもかかわらず支給決定までいかず、支給認定の交付が事務に支障をきたしている。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の認定にあたり、業種に依らず事務量が、事務方と現場保育士に大きく影響しており、高知市では認定業務に、約1.5倍の時間がかかっている。</p> <p>○当市においても、標準・短時間の認定変更より、膨大な事務作業が発生しており、利用者については、保育時間・保育料の変更、保育員についても保育時間の変更に伴う通常体制の見直しや施設型給付費の変更などが発生してしまっている。従って標準・短時間の認定変更は、保護者・保育士双方とも負担が大きいと考えられる。</p> <p>○保護者の保育が必要なる事由に必要であった認定、認定変更の手続きが必要となり、保護者の手続きに係る負担や、認定区分の変更に伴う保育料への影響も大きい。また、施設型給付については、多くの保護者が施設を経由して書類を提出するため、マイナンバー等個人情報の管理も増えており施設の負担が増大している。</p> <p>○保護者の就労時間により標準時間と短時間の変更が頻発しており、その都度支給認定を送付しなければならず、行政サイトの事務量がかなり増加している。各施設においても保育必要量の区分ができたことで、保育時間の管理に注意を払わなければならないことや短時間の延長料の徴収の仕方が同じに決められているため、保護者への説明に苦慮することもある。また、保育必要量区分だけで、保育料に差が生じる可能性があるため、「標準時間1時間間隔預けられる。」という意識が保護者に出てきて、以前と同じ就労状況であっても長らく預けられる家庭が増え、朝・夕の保育士の配置人数が増え、公立保育所では、時間外勤務が増えている。</p> <p>○支給認定に関する事例には、親の希望などから標準時間と短時間がかかる。また、保育必要量の区分については上記のとおり、メリットは少なく保育所側でも書類の確認や保護者への指導が負担となっている。</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更になることから、自治体側・事業者・施設側の事務負担がかなり大きくなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の都合で実効的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を課すことと想定され、制度上の公平性を保つるに配慮を要する保護者もいる。認定区分を廃止することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができると考えられる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻発であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっており、保護者側負担も増加している。支給認定区分については標準時間認定と短時間認定とをその区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握も難しく、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○本市では、支給認定の変更は毎月1回行っているが、変更後には保育料の変更が必ずしも発生するわけではない。約1ヶ月実施と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わると、通常的に延長保育料が発生すること多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の期間別給付費を必要とする範囲で利用する。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○地域に於ける課題)子育て世代は、就労の奨励(勤労奨励金等)が生じず、認定変更には多大な負担、時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が寄せられ、対応に迷っている。保育料の滞りや労働給付金のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号含む)をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業所にとっても周知できやすい制度となる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の廃止により、保護者においては書類作成、提出及び支給認定書の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等が負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消の方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかり事務に取られている状況がある。支給認定については、1号利用者は、一度入園した者を市内転居により(市外転居の場合は認定が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2号利用者についても利用調整をかけたいため、園には市から入園者情報が提供されたため、実際に使用する機会が少なく、2号利用者が多いのが実情である。申請書、届出書にも記入欄が設けられており、記入が義務づけられている。さらに、認定区分は、認定区分の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。また、保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園で全利用者の標準・短時間の区分を判定し、その年度途中で変更があれば標準・短時間の区別が行われなければならない。標準・短時間の区別は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、勝手に延長保育料金を徴収していた事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には月間1回しか差がなく、制度・無視で大きなメリットが感じられなかった。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなされる。実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と現実と差異が生じている。また、就労形態が多様化する中、保育短時間の子どもにおいて、就労時間の関係で延長保育を利用し保育料を発生させ、延長保育を発生しない延長保育の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び保護者の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区別することで、国、県及び市の財政上の利益は存在するものの、上記の差異が生じていること及び保護者・事業主の各負担軽減を必要とする必要性が高いことと鑑み、当該制度を再考しては当該区別を設けることが不十分である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料と運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑で、支給認定変更手続を規定以上の時間となっている。保護者から制度になり書類の作成、提出及び支給認定返却と大変になったとの苦情が多い。また多くの施設より初めて、書類の受け渡しは施設を経由してほしいとの意見がでてきている状況である。</p> <p>○子育て世帯は家庭状況が頻発に変動し、その度に認定の変更が生じ、発生件数がかなり多い。認定変更窓口や施設を経由して案内しており、施設へ連絡し確認するなど事務量も増加している。また広域で委託している児童については、委託先の市町村により受付の期間が異なるなど、各市町村の判断がさまざまなこととなり煩雑な対応が続くなどとなっている。施設側においても取扱いのやりとりが多。保育員に向き合う時間が減らしてしまっている。</p> <p>○支給認定の事由等の変更に伴うものも含めて、支給認定証の交付については必要であると考えている。しかし、支給認定の返還については、実際として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、実際に返還させることに必要がないと想定している。保育の必要性の事由によって、当該支給認定が保護者が必要とする、保育の必要性がなくなることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育短時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間や短時間でない場合は市町村判断により標準時間認定とすることができると、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。</p> <p>○保護者側は利用者負担額にほとんど差が無い(差を設けようとする)と短時間の保育料も大幅に引き下げなければならないという課題が顕在化している。や、支給認定の変更手続きが必要となった場合、両利便は損なわれる。事業者や本市も、保育標準時間、短時間認定状況の把握や変更に伴う事務が必要になり、負担も大きくなっている。保護者の就労方法が多様化から保育標準時間、短時間認定に区分することは、施設型給付費や利用者負担額に差が生じ、経済的負担を要する。例えあれば、1日の労働時間が短時間であるが、勤務時間が午後1時から1時半までというケースでは標準時間認定となり、施設型給付費や利用者負担額が高くなる。)。</p> <p>○同様の事例について、高知市以外の市町村から話を聞いた。標準時間認定と短時間認定の区分により事務負担が増加していることについては、制度の変更を要して、保護者の負担を減らすことについては、保護者も大きいことが考えられる。</p> <p>○保育の必要区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな認定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止した。また、市町村が入園調整を行っている間は、支給認定証が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。</p>
22	B	地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助助成後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各園庫補助助成を利用して、平成20年度から計画的に各校の新築化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした新築化と長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組と見做される。一方で、国庫補助助成を10年未満に処分するに際しては、良好な教育環境の確保を目的に、学校施設模範化(高知市)に向けた取組が喫緊の課題となっている。市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新後の経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高知県広域圏、さらには山間部における将来の児童・人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護専門学校を数校を統合・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医療系、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成24年4月に高岡市看護専門学校が開校することが決定した。これを機に、市立看護専門学校の区分(除却)を想定を継続して決定する。また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石境)については、高齢化・老朽化の問題があったことから、平成22～23年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校施設模範化の基本計画」に基づき学校施設模範化に取り組み中であり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽化等の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地と協議を実施している。これを契機として、上記3校の区分(除却又は部分除却)は(学校以外の活用費を想定)を継続して検討していく状況にある。このような結果からは、総務省が全国の地方自治体に策定を推奨している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後とも子どもが学び、国庫補助助成を受けた10年未満であっても処分を行うこととなるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるような柔軟な取組を求めたい。	学校施設模範化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	高岡市	<p>○本市において、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び運動場の耐震補修事業を実施した学校において、児童数の減少により児童数を減らされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校区域内の小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を教育する事業に取り組んでいるところである。統合後に廃校となる学校の今後の活用方法として、学校施設環境改善交付金を活用して児童生徒の確保を図ることに決めている。また、校舎及び屋内運動場では、財産処分時における補助事業からの経年数が10年未満であることから、廃校後の活用方法としては、補助金返還が生じることとなる。</p> <p>○本市といたしましては、児童生徒の確保・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的な大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を継続させるため、学校施設模範化や学校施設模範化の公共施設模範化・多機能化の観点などを含め公共施設再編(取り組む必要がある)である。現状では、本市において、国庫補助助成(10年未満)で大規模改修を受けた学校施設を、児童生徒の確保に、急に発生する社会状況下では、計画的に事業を進めたいとしても、10年以内では、想定できない変化も予想され、定期的に計画を策定することで、より適切なマネジメントが可能となる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
23	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ長間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることと理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	【改正の効果】 地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面での向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。 【園が進める政策との関係】 町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、園が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		
24	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令第4条が定める公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。 【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存在している。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考ええる。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要望する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事業が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の繁忙化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。市町村へ一本化されることで施設等の負担の軽減にもつながる。	
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限は都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方変型型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存在している。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への告知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として市町村子ども・子育て支援事業計画を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行については、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、奈良県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるなど考える。 ○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをしなければならないため、事業者の負担感が大きい。 ○県と中核市の間で、十分な情報共有を設けているものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きの中で認定の可否等の判断を示すことができない。また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
122	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。変更届の変更(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等の事務への影響も大きい。例えば、市が認可する児童が変更届を提出しない市が所在する場合は、変更届の提出が、市は変更届が出された事実をわからずまま指導監査を行うことになってしまう。	認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	北海道、福島県、神奈川県、長野県、愛知県、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。 ○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が行うべきであることとする。業務の効率化につながることを考える。
143	A	権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること求める。	【背景】施設型給付費等に係る処遇改善等加算についてには、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する期間についても、中核市が申し出ていた。 【支障事例】当該権限が都道府県に移したことで、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。	都道府県のスケジュールに左右されることなど、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。	子ども・子育て支援法第27条～第30条 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共第349号・26文科初第1463号・鹿児島031第10号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	狭山市、神奈川県、大宮市、伊丹市、北九州市、大分市	○申請から認定までの期間が短くなること、申請時期を市町村が自由に設定できることで繁忙期を避けることができ、 ○本市でも処遇改善を前に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行前同様、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付額の滞りによる事務負担の軽減も期待できる。 ○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が申し出ていた。 指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、処遇改善等加算の加算率の認定についても、権限を移譲することを求める。 ○処遇改善等加算についても、認定権は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。 県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅なってしまうことが想定される。 政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅延してしまう。 よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考え。 ○給付の主体は各市町村である。また、処遇改善等加算の認定に係る書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案と同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。	
149	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も併せて、地方創生の推進者の促進を行うこととし、この選考から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。 ・ただし、県の仮選考時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができないため、予約採用に係る成績要件や所得要件で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学期前に在学採用に係る成績要件と所得要件の最終確認を再度行ううえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。 ・さらに、県が仮選考により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県が仮選考により推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。	・予約採用が適用されれば、予約採用時点での県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確実なものと、大学入学期に必要であれば奨学金を借りられるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。 ・また、在学採用に係る成績要件や所得要件の確認を認める必要がなくなり、利用者に対する負担が少なくなる。	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	経済省、文部科学省	香川県				
177	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の見直し	【再提案理由】平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(428.10→427.10、2.131人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革や国立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」についての対応方針について、が発表され、国の指針を踏まえて保育所等への受け入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要面積についても従うべき基準が定められていない。空き地が少ない都市部でも、比較的土壌に余裕がある地域と同じ面積が求められている。本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとして、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが敷地面積が不足しているため、園が定める特例基準(①園庭の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の目的的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確かな担保が困難であった。	地域の事情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができ、園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								支障事例	
										団体名	
275	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「児童保育所等」という。))を設置することができる旨規定し、学校児童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を定める。	【提案の背景】 国が定めた「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余剰教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接続していることが求められており、児童保育所等の設置等においては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはいは、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手順がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接続を付けるように対応しているのが現状である。	学校の内空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に児童保育所の内滑り整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。	学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	八王子市	旭川市、柏市、相模原市、浦安市、長野市、東海市	○児童保育の利用は、同じ学校の児童であり、学校施設は事実上不可分なものと考えられ、接道等の制約があるなど、設置場所などで学校教育委員会との調整に難航することも多く、要件が緩和されれば施設整備が進めやすくなるものがある。 ○学校内の余剰教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を建設して、余剰教室の拡大を進めているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所に設置するための建設費が増やすための費用負担が大きい。 ○本市でも小学校の余剰教室を一時的に開放児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び年少児童の増りを受け、余剰教室減少に伴い開放児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの施設整備の視察を入れ検討している必要がある中、現行法の規定が阻害となり施設整備が困難な状況となっている。
153	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報(法定事務における)を拡大する(特別支援学校への就学支援のための必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報(情報提供者含む)は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではなかったため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の項	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、奈良県、大分県、山形県、長崎県、大村市	○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報(情報提供者含む)は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二の項)。 生活保護受給情報は情報連携の対象とならない場合、現行における生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。 ○特別支援学校へ進学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて事務のための必要な費用について支弁している。 経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要である場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、後者は別途証明書を提出する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基とする世帯等の世帯の収入額及び必要額の算定要領 II 2	
155	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報(別表第二の範囲外にも拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることともに、同法第19条第14項に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の取扱いの要件を以下のように規定している。 1 事務の趣旨・目的が別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務等同一の範囲内 【支障事例】 別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務において市町村から入手可能な特定個人情報(地方税関係情報及び住民票関係情報)のみであり、生活保護関係情報は入手不可である。本府に於ける上記事務に該当する独自利用事務(高等学校等就学支援金の授業料補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市場からは同情報入手が可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域に於ける添付書類の取扱に差異が生じる)。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、青森県、岩手県、大分県、山形県、長崎県、大村市	○別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務において、生活保護関係情報を取扱、受給者を把握することにより、独自利用事務である算出のための給付金支給事務においても利用が認められることである。 ○就学支援金及び独自利用事務(学費・授業料)を支払うための給付金支給事務において、生活保護受給証明書の提出が必要。マイナンバー制が導入されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況となっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報も入手可能にしてほしい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決するが一時的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを制して管理しているためであり、連年のためのデータも比較的扱い易いと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書の提出が必要である。提案内容の通り、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○算出のための給付金の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要がある。正しい情報提供のためのやり取りに負担が生じている。 ○マイナンバー制度での情報連携が可能な特定個人情報(別表第二の範囲外にも拡大)は、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政に必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。	
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【具体的な支障事例】 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務：市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務：市町村民税所得割額が必要。 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：市町村民税所得割額は照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免、総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上、情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、茨城県、東京都、加古川市、鳥取県、島根県、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法19条第1項(1)に基づき特定個人情報保護委員会規則第9号により定められたが、準ずる法定事務の情報照会では、本県は療養費助成事業実施条例(条例例)に基づく子どもの医療費助成に関する事務など独自利用事務において、十分な情報連携ができていないことから、助成対象者の資格審査の検証が必要である。 ①(準ずる法定事務)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する事務：総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税所得額及び市町村民税所得割額(独自利用事務)「重症心身障害者の療養費助成に関する事務」(準ずる法定事務)において入手可能な情報の他に、一般扶養費額、扶養控除対象(本人居住区分)が必要。 ②(準ずる法定事務)児童福祉法による小児慢性特定疾患療養費の支給に関する事務：市町村民税所得割額(独自利用事務)「子どもの医療費助成に関する事務」(準ずる法定事務)において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養費額が必要。 ③(準ずる法定事務)児童福祉法による児童扶養手当の支給に関する事務：控除額、扶養控除(独自利用事務)「ひとり親世帯の児童手当に関する事務」(準ずる法定事務)において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税所得割額及び市町村民税所得割額が必要。 ○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 (準ずる法定事務)高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：市町村民税所得割額(独自利用事務)「所得・税額証明書」 ○独自の支障事例以外での支障事例 ○(準ずる法定事務)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する事務：所得金額等が照会項目 ○(独自利用事務)「重症心身障害者の療養費助成に関する事務」(準ずる法定事務)において入手可能な情報の他に、総所得額、均等割額、総所得金額等が照会項目 ○(独自利用事務)「療養費助成に関する事務」(準ずる法定事務)において入手可能な情報の他に、控除額(例：医療費控除、障害者控除)等が必要 ○具体的な支障事例について、必要となる情報を以下のとおり追加する。 (準ずる法定事務)高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額(独自利用事務)に追加、生活保護受給者であるかの確認の情報(生活保護受給情報)が必要。 ○(準ずる法定事務)「重症心身障害者の療養費助成に関する事務」(準ずる法定事務)において、所得等確認のため、所得情報及び課税情報が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者負担の軽減に繋がらない。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
196	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用を主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のための地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、送達滞りに係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考ええる。 ○本県でも公益財団法人の奨学金事業を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学費の返与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担を軽減を図る必要性が高い。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとなっているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に意見を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。 ○同意手続が廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改革の必要性はあるものと考ええる。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。)
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとなっているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に意見を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。 ○同意手続が廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改革の必要性はあるものと考ええる。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) ○手続が廃止されれば、手続の迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりと時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)